参考資料

目 次

1	県職員	員給与関係資料	
	第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	第3表	職員の適用給料表別平均給与月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	第4表	職員の給与月額の対前年比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	第5表	職員の扶養手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
	第7表	職員の単身赴任手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
	第8表	職員の地域手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	第9表	職員の住居手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
	第10表	職員の通勤手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
	第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
	第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
2	民間総	合与関係資料	
	平成30年	=職種別民間給与実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
		産業別、企業規模別調査事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第14表	民間における初任給の改定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第17表	民間における家族手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第18表	民間における住宅手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第19表	民間における特別給の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第20表	民間における冬季賞与の配分状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第21表	民間における給与改定の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
3	県職員	は給与と民間給与との比較	
	第22表	県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額・・・・・・	
	(参考 2	2) 給与比較における対応関係	4 6
4	. 生計型	ള 関係資料	
_		三4月の標準生計費算定方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 7
			4 8
_			
5		経済関係資料 - 労働経済指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 6
	弗 24衣	力側栏浒拍信	4 9
6		持間等関係資料	
	第25表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
7	人事院	記勧告の要旨 おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり お	
	(1)	711 · 1/1 · 1 · 1	5 2
	(2)	公務員人事管理に関する報告の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
	(3)	定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正に	
		ついての意見の申出の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成30年職員給与実態調査)

			1 19(3气)11 3 3 气)2(1)(1)(1)(1)
区 分 給 料 表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行 政 職	人 3,516	歳 43.7	年 21. 2
公 安 職	1, 839	38. 2	16. 9
研 究 職	157	42. 4	19. 0
医療職(一)	10	53. 4	26. 9
医療職(二)	84	42. 4	18. 7
医療職(三)	48	40.6	17. 5
大 学 教 育 職	51	50. 5	27. 0
高等学校等教育職	2, 291	45. 2	22. 6
中学校及び小学校 教 育 職	4, 947	43. 1	20. 4
計	12, 943	42. 9	20. 5

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を 受ける職員を対象としたものである。
 - 2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表まで及び第22表において同じ。)
 - 3 技能職員は、含まれていない。(以下すべての表において同じ。)
 - 4 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成30年職員給与実態調査)

	区分	∄ I.		学歴別人		性別人員構成比		
給料表		計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行 政	職	% 100	% 74. 7	9. 0	% 15. 7	% 0. 6	63. 9	% 36. 1
公安	職	100	59. 6	2. 7	37. 7	1	90.9	9. 1
研究	職	100	90. 5	8. 9	0.6		70. 7	29. 3
医療	職(一)	100	100.0	_	_	_	90. 0	10.0
医療	職(二)	100	92. 9	7. 1	ı	ı	52. 4	47. 6
医療	職(三)	100	93.8	6. 2	1	1	2. 1	97. 9
大学教	[育 職	100	76. 5	23. 5	1	1	27. 5	72. 5
高等学校	等教育職	100	94.8	2.6	2. 3	0.3	51. 4	48.6
中学校及教育		100	98. 4	1.6	-	-	39.8	60.2
計		100	85. 6	4. 2	10. 0	0.2	56. 0	44.0

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目	給料表	行 政 職	公 安 職	研究職	医療職(一)
給	料	円 327, 991	円 319, 575	円 330, 989	円 527, 050
地域	手 当	11, 437	10, 848	10, 901	98, 075
給料の特 管 理 職		7, 110	2, 407		72, 970
扶 養	手 当	9, 101	13, 072	9, 688	12, 950
住居	手 当	4, 360	3, 700	5, 174	4, 650
そ σ	他	268	2, 095	955	187, 090
合	計	360, 267	351, 697	357, 707	902, 785

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(第4表において同
 - 2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	平成 29 年 (A)	平成30年 (B)	比 (B) — (A)	較 (B) / (A)
給	料	円 329, 807	円 327, 991	円 △1,816	99. 4
地域	手 当	10, 484	11, 437	953	109. 1
給料の特別 管 理 職		7, 019	7, 110	91	101. 3
扶養	手 当	9, 241	9, 101	△140	98. 5
住居	手 当	4, 303	4, 360	57	101.3
その	他	325	268	△57	82.5
合	# <u></u>	361, 179	360, 267	△912	99. 7

(平成30年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職		中 学 校 及 び 小学校教育職	
円	円	円	円	円	円
326, 726	311, 065	429, 443	386, 758	360, 947	350, 313
10, 864	10, 101	14, 197	12, 766	11, 927	11, 838
4, 307	_	7, 806	3, 592	6, 266	5, 419
8, 476	4, 594	6, 431	8, 591	6, 181	8, 438
0, 110	1, 001	0, 101	0,001	0, 101	0, 100
5, 143	2, 858	4, 975	4, 326	4, 122	4, 181
2, 893		2, 318	122	359	326
2,030		2, 510	122	303	320
358, 409	328, 618	465, 170	416, 155	389, 802	380, 515

じ。)

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(以下第4表及び46頁の参考1において同じ。)

(給料表計) (職員給与実態調査)

公上任日	区分	平成29年	平成30年	比	較	
給与種目		(A)	(B)	(B)-(A)	(B) / (A)	
給	料	円 353, 159	円 350, 313	円 △2, 846	% 99. 2	
地域	手 当	10, 822	11, 838	1, 016	109. 4	
給料の特別 管 理 職		5, 345	5, 419	74	101. 4	
扶 養	手 当	8, 391	8, 438	47	100.6	
住居	手 当	3, 995	4, 181	186	104. 7	
その	他	696	326	△370	46.8	
合	計	382, 408	380, 515	△1, 893	99. 5	

第5表 職員の扶養手当の支給状況

(1) 給料表別扶養親族数

(平成30年職員給与実態調査)

		扶	養	親	族	数	
区分給料表	受 給職員数	配偶者	配偶者のいない場合の扶養親族の		址	うち 特定期間に ある子	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
行 政 職	人 1,606	人 771	人 75	人 2, 332	人 3, 178	人 885	人 0. 9
公 安 職	1, 128	744	14	1, 783	2, 541	350	1.4
研究職	77	24	2	122	148	48	0.9
医療職(一)	7	6	_	7	13	3	1. 3
医療職(二)	36	12	6	50	68	23	0.8
医療職(三)	15	1	5	16	22	7	0. 5
大学教育職	16	6	1	26	33	10	0.6
高等学校等教育職	993	372	51	1, 470	1,893	660	0.8
中学校及び小学校 教 育 職	1, 738	611	93	2, 272	2, 976	961	0.6
計	5, 616	2, 547	247	8, 078	10, 872	2, 947	0.8

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。 (下表において同じ。)
 - 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
 - 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、43.4%である。
 - 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、19,447円である。

(2) 扶養親族構成

(平成30年職員給与実態調査)

扶養親	族数別職員数	扌	夫 養 親	人 族 構 成	
区分	該当職員数	区 分	扶養親族数	区 分	扶養親族数
人	人		人		人
1	2, 251	配偶者	2, 547	配偶者	2, 547
2	1,874	子 • 孫	7, 899	1人目(配偶者あり)	4, 459
3	1, 138	弟 妹	2	1人目(配偶者なし)	247
4	312	父母・祖父母	409	2 人 目 以 降	3, 619
5	36	障害者	15		
6	4				
7	1				
8					
計	5, 616	計	10, 872	計	10, 872

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者	手当受給者 1人当たり
職員の区 分	本庁 部長 など	本 た と と	本長と	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		平 均 手 当 月 額
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	20	65	301	30	254	4	388	25	1, 087	64, 530

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

	() /	以30十城县和子天忠明县/
区	分	受 給 者
職	100km未満	人 144
員の住	100km以上 300km未満	5
居と	300km以上 500km未満	_
配 偶 者	500km以上 700km未満	1
の住	700km以上 900km未満	16
職員の住居と配偶者の住居との	900km以上 1,100km未満	
間の	1,100km以上 1,300km未満	1
交通距	1,300km以上 1,500km未満	_
離	1,500km以上	_
	受給者計	167
手	当受給者1人当たり平均手当月額	円 33, 269

第8表 職員の地域手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

	(十成50中城兵和子天凉明且)									
区分						也域別人員 (構成比)				
_ ^	計	1級地	2級地	4級地	5級地	6級地	7級地			
給料表	ĦΤ	(東京都 特別区)	(大阪市)	(神戸市)	(多賀城 市、 広島市)	(仙台市)	(岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	3, 516 (100%)	19 (0. 54%)	8 (0. 23%)	_	1 (0. 03%)	1 (0. 03%)	3 (0.09%)	3, 474 (98. 80%)	_	10 (0. 28%)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	1,839	3	2	1				1,831		2
公安職	(100%)	(0. 16%)	(0.11%)	(0.06%)				(99. 56%)		(0.11%)
7717 7777 1154	157							157		
研究職	(100%)							(100%)		_
	10								10	
医療職(一)	(100%)								(100%)	_
压 唐 暾 / 一)	84							84		
医療職(二)	(100%)							(100%)		_
后 唐 呦 / 一 \	48							48		
医療職(三)	(100%)						_	(100%)		_
	51							51		
大学教育職	(100%)							(100%)		_
高等学校等	2, 291							2, 291		
教育職	(100%)							(100%)		_
中学校及び	4, 947							4, 938	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
小学校教育職	(100%)							(99.82%)		(0. 18%)
⇒ 1.	12, 943	22	10	1	1	1	3	12,874	10	21
計 	(100%)	(0.17%)	(0.08%)	(0.01%)	(0.01%)	(0.01%)	(0.02%)	(99. 46%)	(0.08%)	(0. 16%)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均手当額	11,838	75, 150	54, 259	*	*	*	8, 262	10, 637	98, 075	_

(注) 「*」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区 分 給 料 表	受 給職 員 数	手当月額11,000円 未満の受給者	エ. V. ロ 焼 1.1 000 円	手当月額27,000円 の 受 給 者
行 政 職	人 609	人 2	人 275	人 332
公 安 職	264	1	119	144
研 究 職	34	_	20	14
医療職(一)	2	_	1	1
医療職(二)	18	_	13	5
医療職(三)	6	_	3	3
大 学 教 育 職	10	_	5	5
高 等 学 校 等 教 育 職	398	1	202	195
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	820	1	436	383
計	2, 161	5	1, 074	1, 082

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、16.7%である。
 - 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、24,967円である。
 - 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは13人(1人当たりの平均手当月額は12,415円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区分		内		訳
給料表	受給職員数	交通機関のみ 利 用 者	自動車等のみ 使 用 者	交通機関・自動車 等 併 用 者
行 政 職	人 3, 068	人 593	人 2, 188	人 287
公 安 職	1, 365	82	1, 256	27
研 究 職	143	2	125	16
医療職(一)	7	1	5	1
医 療 職(二)	81	8	68	5
医 療 職(三)	46	_	42	4
大 学 教 育 職	49	1	48	_
高 等 学 校 等 教 育 職	2, 125	49	2, 054	22
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4, 492	23	4, 436	33
計	11, 376	759	10, 222	395
平 均 手 当 額	円 8, 216	円 12, 232	円 7, 462	円 19, 992

(注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、87.9%である。

(平成30年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給 🔪									3
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2									
2									
3								1	
4									
5 6 7									
6									
8									
9	3						2	1	
10									
11									
11 12	4	1							
13 14 15	3								2
14		1							2 2 3
15									3
16	4	38	1					1	
17	1		1						1
18	1	1 5 2 5	2						1
19	2.	2	15						1
20	2 3	5	5						1 3
21	1	0	8						3
21 22	3	49	5						9
23	0	43	9						2
24		4 15	2 11					2	2 2 1
25		7	1					1	1
26		12	19					3	
27	1	12						2	1 1
28	1	4 45	4				1	4	1
20	c.c.	6	14				1	-	1
29	66	0	15				2 8	5	1
30	3	14	5				8	4	1
31	3 2 9	6	11				15	1	
32		37	20				6	2	
33	8	7	3				5		
34	64	7	14				13	_	
34 35 36	7	2 15	9				12 6	6	
36	13	15	8				6		
37	20	11	8				1	2	
38	8	7	16				6		
39	10	2	5			1	7	1	
40	61	1	10				4	1	
41	11		11					1	1
42	20		28						
43	4	2 1	13				7		
44	39	1	9				4	1	
45	14		15	1				4	
46	8		23	2			1		
47	2 18	1	11	20					
48	18		7	2		3			
49	11		18	10		2 8	2		
50	9		15	9		8			
51	9	2	8	26	1	17	1		
52	16	2 1	18	8	3	8			
53	7	1	8	34	12	8	1		
54	10	1	13	15	2 5	14			
55	5	_	19	15 27	5	13	1		
56	5 2		22	15	1	10			
57	5		15	23	14	5	1		
58	1		11	26	2	9	1		
59	1	1	11	49	2 6	9			
60	6	1	12	14	3	8			
61	4		18	33	11	2	9		
62	1	1	15	24	3	2	3		
63	5	1	11	25	15	5			
64	Ö		5	16	15 17	5 3			
VΤ			J	10	11	J			

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給	人	人	人			人	- 人	人	入
65	2	八	17	人 54	人 22 2	1	人		八
66	1		10	20	2				
67 68	1		8 7	40 21	15 25				
69			14	22	28	2			
70 71			7 9	17 30	23 21	1			
72			8	27 21	27				
70 71 72 73 74 75	1	1	10	21	23				
74 75			3 3 3	11 7	14 13	1 1			
76 77				22	26				
77 78			6	17 19	11 8	3 3			
78 79	1		$\frac{4}{7}$	26	12	1			
80			3	26 15	6				
81 82 83			7 4	11 22	4 12	2 2 5			
83			4	19	17				
84 85			2 4	16 13	6 11	2			
86 87			1	8	8				
87			4	8	3				
88 89			1 8	1	23 10				
90		1	8 2 3 2	1	11				
91 92			3		48 4				
93			4	26	167				
94 95			1 3						
95 96			3						
97			3						
98 99			1						
100			2						
101 102			2						
102			1 1						
104			1						
105 106			2						
107			1						
108 109			2 2						
110			1						
111			3						
112 113			3 48						
114									
115 116									
117									
118 119									
119 120									
121									
122 123									
124									
125	F10	4	5 00	0.50	005	1.0		2.2	
計	510	321	790	873	695	149	115	39	24
								適用職員数	3, 516

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

	敞給料表								
職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2									
3 4									
5									
6 7	28								
8									
9 10	1 20								
11 12	3 1								
13	2								
14 15	1								
16 17	20		1						
18 19	3 3								
20	2 18				2				
21	2				1				
22 23	4 2 13				1				
24 25	13 29	37 2	1		2.				
26 27	6	1	2	1	2 3				
28 29	1 42	3 40	21	3	2				
29 30	3 2 2 5	3 3	Q	3	2 3				1
31	2		9	3 2 2	1				1 2 6
32 33	1	28 3	28 4	1	3 4				6
34 35	2	11 3	24	2 3 5	3 3 5				9
36	1	23	6 15						2 2
37 38	4	2 7	6 21	1 8	1 7				1
39		7	6 21	8 2 7	7 2 3				
40 41	1	2	6	3					
42 43		4	23 6	13 6	2 8 2 6				
44 45	1	3	15	10					1
46		2 2	1 21	4 10	2 8 2		1		Ţ
47 48		1	2 14	2 16	2 4	2		11 1	
49		2	9	8	8	1	2	3	
50 51 52		1 1	12 6 15	10 3 11	4 8	1 1		3 2 3	
52 53		1	15 5	11 6	3	4	1 4	1	
53 54		1	10	6 5 3 11	2 2 3 5	1	4	2	
55 56		3 1	6 8 9	3 11	3 <u>5</u>	1	4		
57 58	1	1 1	9 11	6	4 4	1	3 5 5 2 8	1	
59		1	7 10	6 7 5 7	4	1	5		
60 61			3	5	4		8	1	
61 62 63			3 12 5 7	5 3 2 1	2 1 3	2 1	6 5		
64		4	7	1	3				
65 66		1	6 7	5 4	3 3		1 2 1		
67 68			6 7 7 8	7	1 8	1	1 1		
69 70						1	4		
70 71 72		1	1 8 3 8	2 4 8 6	2		1		
72			8	6	2 2	1			

	職務の級					_		_		
Table Tabl	号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
74	72	人					人	人	人	人
Teal	74		1		2	1				
77	75 76			4	6	2 7		1		
80	77			7	3	4				
80	78 79			3	1	3	2	1		
Second	80			2	2	4		1		
Second	81 82			2	2	1	3	1		
86 1 1 1 3 4 9 87 2 5 2 1 5 88 2 1 6 0 89 1 3 3 2 4 91 3 3 2 4 91 3 3 1 0 92 3 1 4 10 96 1 3 3 19 96 1 3 3 19 98 1 2 4 10 99 4 4 10 10 101 2 4 10 10 102 1 1 1 10 103 2 3 10 10 104 1 1 1 10 10 107 2 4 4 10 <t< td=""><td>83</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>12</td><td>3</td><td></td><td></td></t<>	83			1	2	2	12	3		
86 3 2 5 2 88 2 1 6 89 1 3 2 4 90 1 3 2 4 92 3 5 6 10 92 3 5 6 10 92 3 3 10 9 94 3 3 10 9 95 2 1 5 9 98 1 2 4 9 100 1 4 9 10 101 2 4 10 10 102 1 1 10 10 103 2 3 10 10 104 2 3 10 10 10 105 2 3 10 10 10 10 10 107 2 3 10	84 85					1 3	4			
88	86			3	2	5	2			
Sep	87 88				2		5 6			
91	89				3		4			
92	90 91			1	3 1	3 4	2 10			
94	92			3	5	6	3			
95 2 1 3 99 99 90 1 4 99 90 1 4 99 90 90 90 90 90 90	93 94			2	1	33	19			
98	95			2	1					
98	96 97									
101	98				2					
101	99 100			1	4					
103	101			2	4					
105	102 103			1 2	3					
106	104				5					
107	106			2	4					
109	107			1	2					
110	109			_	2					
113	110				2					
113	111			1	4					
117	113			0	2					
117	115			2	3					
118	116			1						
119	118				8					
121	119				1					
123	120									
125	122				2					
125	124			1	3					
127 128 129 130 131 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 計 224 211 521 402 268 92 80 26 15	125				18					
128	127									
131 132 13 133 134 135 2 2 136 2 2 137 138 139 140 1 141 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 403 3 403 4 403 4 4 4 4 4 4 4 4 4 	128			1						
131 132 13 133 134 135 2 2 136 2 2 137 138 139 140 1 141 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 402 2 403 3 403 4 403 4<	130									
133 134 135 136 137 138 139 140 141 計 224 21 402 268 92 80 26 15	131			1						
135 136 137 138 139 140 141 5 計 224 21 402 28 92 80 26 15	133			1						
136	134 135			9						
138 139 140 5 計 224 211 521 402 268 92 80 26 15	136									
140 141 計 224 211 521 402 268 92 80 26 15	137			1						
140 141 計 224 211 521 402 268 92 80 26 15	139									
計 224 211 521 402 268 92 80 26 15	140			5						
		224	211		402	268	92	80	26	15
1,000									適用職員数	1, 839

3 研究職給料表

3 研究事	或桁科衣				
職務の級	1	9	9	4	E
号給	1	2	3	4	5
7 MI	人	人	人	λ	X
-	人	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
,					
8					
9					
10		3			
11					
12					
13		3			
1.0		J			
14 15					
15					
16 17 18 19		2			
17					
18		1			
19		6 3			
20		3			
91		J			
21					
20 21 22 23					
23		1			
24 25		1 5			
25					
26					
26 27					
28		1			
28		1			
29					
30		1			
31					
31 32 33		1			
33		1			
34 35					
25		1 1			
30 20		1			
36 37		1			
37					
38					
39		2			
40			2		
41		1			
41 42		1	1		
42		4	1 3		
43		1	3		
44 45		1			
45			1		
46		1	1		
47					
46 47 48 49		4	1		
10		1	1 2		
49		1	۷		
50			_		
50 51 52			5		
52		1	1		
53			1		
54			1		
55			1		
56		1	9		
50		1	2 3		
54 55 56 57 58 59		1	3		
58			1		
59			1		
60		1	1 5		
61			1		
60 61 62 63			1		
63		1	1		
03		1 2	1 6		
64		2	6		

職務の級	1	2	3	4	5
号給			J .	1	0
65	人	人 4	人。	人	人
66		4	2 3		
66 67		1	1		
68			1		
69 70		3	9		
70		3	2 6		
72 73		1			
73		1	3	1	
74 75		1	3 1		
76		2	2		
76 77		1	_		
78		1			
79 80		1	1 1		
81		1	1		
82 83			3		
83			1		
84 85					
86					
86 87		2			
88 89					
89 90			5		
91					
92		1			
93		1			
94 95		1			
96		1			
96 97		1			
98		4			
99 100		1			
101					
102					
103					
104 105					
106		1			
107					
108 109					
1109					
111		1			
112					
113 114					
114					
116					
117		1			
118 119		1			
120		1			
120 121					
計		78	79		
				適用職員数	157
					10.

4 医療職給料表(一)

相取将リノ	W/14/14/			
級	1	2	3	4
早龄	Į.	Į.	X	Λ.
1	人	八	八	人
1 2 3 4 5				
2				
3				
4				
5 6				
6 7				
1				
<u>8</u> 9				
9				
10				
11				
12 13				
13				
14 15				
15				
16 17				
17				
18 19				
19				
20				
21				
22 23				
23	1			
24				
25				
26				
27 28				
28				
29				
30				
31				
32 33				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				1
47				
48				
49				
50				
51				
52 53				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
		•		

収労リノ				
級	1	2	3	4
早給	*			
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1		2	7
			適用職員数	10

5 医療職給料表(二)

5 医療順	敞給料表(_	· <i>)</i>	1					
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給								
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
1 2 3 4 5 6 7 8		1						
6		1						
7								
8								
9								
10								
11 12								
13								
13 14			3					
14 15								
16		1						
16 17		_						
18 19								
19		2						
20			1					
21								
22 23		1						
23 24		1 3						
25							1	
26			1				1	
27								
28		1					2	
29			1					
30			1					
31								
32			3	1				
33			1	1 1				
34 35			1 1	1				
36			1					
37								
38	2					9		
38 39 40			1	1 1				
40				1		1		
41 42 43				4		10		
42 42				1				
43 44				1				
45				1				
46				1 2				
47				_				
48				1				
49				1				
50			1		2			
51								
52 53					1			
53 54				1	1			
55 55				1 1				
56			1					
57					1			
58				1				
59								
60								

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給								
<i>C</i> 1	人	人	人	人	人。	人	人	人
61 62				1	2 1			
63				1	1			
64					1			
65					1			
66								
67					1			
68					-			
69 70					1 1			
70 71					9			
72					2 1			
68 69 70 71 72 73								
74								
74 75 76								
76				1				
77 79				1	1			
78 70								
78 79 80								
81								
82								
83								
84								
85 86								
86 87								
88								
88 89								
90								
90 91								
92								
93								
94								
94 95 96								
97								
98								
98 99 100								
100								
101								
102 103								
103								
105				1				
106								
107								
108								
109								
110 111								
111								
113								
計	2	10	15	18	16	20	3	
HI	-	10	19	10	10	20		0.4
							適用職員数	84

6 医療職給料表(三)

1		咸柏科衣(二	•/	1	i			1
1		1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4 4 5 6 6 7 8 8 8 2 8 9 9 10 0 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号給 \							
5 6 7 7 8 2 2 8 9 9 10 11 12 12 13 14 4 14 15 15 16 16 17 7 18 8 6 1 1 19 9 20 20 21 1 22 2 23 24 2 2 23 24 2 2 23 24 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 3 3 3		人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 7 8 2 2 8 9 9 10 11 12 12 13 14 4 14 15 15 16 16 17 7 18 8 6 1 1 19 9 20 20 21 1 22 2 23 24 2 2 23 24 2 2 23 24 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 3 3 3	1							
5 6 7 7 8 2 2 8 9 9 10 11 12 12 13 14 4 14 15 15 16 16 17 7 18 8 6 1 1 19 9 20 20 21 1 22 2 23 24 2 2 23 24 2 2 23 24 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 3 3 3	2							
5 6 7 7 8 2 2 8 9 9 10 11 12 12 13 14 4 14 15 15 16 16 17 7 18 8 6 1 1 19 9 20 20 21 1 22 2 23 24 2 2 23 24 2 2 23 24 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 24 3 2 2 3 3 3 3	3							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	4							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	5							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	6							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	7							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>8</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	8			2				
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	9							
111 12 13 14 15 16 17 18 19 1 19 10 11 19 10 <td< td=""><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	10							
13 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 4 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 44 45 46 47 48 49 50 50 51 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59	11							
13 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 4 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 44 45 46 47 48 49 50 50 51 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59	12							
14 15 16 1 17 18 6 1 1 19 20 20 21 22 22 22 22 23 24 2 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 22 24 </td <td>13</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	13		4					
15 16 17 18 19 1 20 1 21 22 23 2 25 1 26 27 28 29 30 1 31 32 33 34 35 36 37 38 39 1 40 41 41 1 42 43 44 44 45 46 47 48 49 2 50 2 51 52 53 1 54 55 56 1 57 58 59 1	1.4		1					
18 19 20 1 21 1 22 1 23 24 25 1 26 27 28 29 30 1 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 1 41 1 42 43 43 44 45 46 47 1 48 1 49 50 2 51 51 52 53 1 55 56 1 57 58 1 59 1 1	15							
18 19 20 1 21 1 22 1 23 24 25 1 26 27 28 29 30 1 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 1 41 1 42 43 43 44 45 46 47 1 48 1 49 50 2 51 51 52 53 1 55 56 1 57 58 1 59 1 1	16							
18 19 20 1 21 1 22 1 23 24 25 1 26 27 28 29 30 1 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 1 41 1 42 43 43 44 45 46 47 1 48 1 49 50 2 51 51 52 53 1 55 56 1 57 58 1 59 1 1	17							
19	10		c		1			
20	18		ь		1			
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 47 48 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 1	19							
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 47 48 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 1	20							
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 47 48 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 1	21							
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 47 48 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 1	22				1			
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 47 48 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 1	23							
28	24			2				
28	25				1			
28	26							
28	27							
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 50 2 1 51 52 53 54 55 56 57 58 59	28							
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 50 2 1 51 52 53 54 55 56 57 58 59	29							
31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 1 1 42 43 43 44 45 46 47 1 48 49 50 2 1 51 52 53 1 54 1 55 56 57 58 59 1	30				1			
34 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	31							
34 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	32							
34 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	33							
35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 51 52 53 54 55 56 57 58 59	34							
36 37 38 1 38 39 40 41 41 1 1 42 43 44 44 45 46 47 48 49 50 50 2 1 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59 1 1 4 <	35							
40 1 1 1 1 1 42 43 44 43 44 43 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 45 46 47 48 49 48 49 49 50 51 51 51 51 52 51 52 53 52 53 54 55 56 56 56 57 58 59 59 1	36							
40 1 1 1 1 1 42 43 44 43 44 43 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 45 46 47 48 49 48 49 49 50 51 51 51 51 52 51 52 53 52 53 54 55 56 56 56 57 58 59 59 1	37							
40 1 1 1 1 1 42 43 44 43 44 43 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 45 46 47 48 49 49 49 50 50 51 51 51 52 53 51 52 53 54 55 56 56 56 57 58 59 59 1 1 1 4	38				1			
40 1 1 1 1 1 42 43 44 43 44 43 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 45 46 47 48 49 49 49 50 50 51 51 51 52 53 51 52 53 54 55 56 56 56 57 58 59 59 1 1 1 4	39							
41 42 43 44 45 46 47 1 48 1 49 2 50 2 51 52 53 1 54 1 55 56 57 8 59 1	40							
44 45 46 47 1 48 49 1 48 49 50 2 1 51 51 52 53 1 55 55 56 55 56 57 58 59 1 <td>41</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td>	41		1		1			
44 45 46 47 1 48 49 1 48 49 50 2 1 51 51 52 53 1 55 55 56 55 56 57 58 59 1 <td>42</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td>	42		1		1			
44 45 46 47 1 48 49 1 48 49 50 2 1 51 51 52 53 1 55 55 56 55 56 57 58 59 1 <td>43</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	43							
45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	44							
46 47 1 48 49 2 1 50 2 1 51 52 53 1 1 55 56 55 56 57 58 59 1	45							
48 49 50 2 51 1 52 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 1 59 1	46							
48 49 50 2 51 1 52 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 1 59 1	47				1			
49 50 51 51 52 53 54 55 56 57 58 59 1	48				1			
50	49							
51 52 53 54 54 55 56 57 58 59	50		ŋ		1			
52 53 54 55 56 57 58 59	50 51		۷		1			
53 54 55 56 57 58 59	20 91							
54 55 56 57 58 59	∂∠ 50		1					
55 56 57 58 59 1	03 E4					4		
56 57 58 59 1	54							
57 58 59 1	55 53							
58 59 1	<u>56</u>							
59 1	57							
59 1 1	58							
60	59				1			
	60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61 62					1		
63				1	1		
64		1					
64 65 66 67							
67							
68							
69 70					2		
70 71							
69 70 71 72 73					1		
73					1		
74 75							
74 75 76 77							
77					1		
78 79					1		
80							
81 82 83							
83							
84							
84 85 86 87							
86 87							
88					1		
89							
90 91							
92					2 8		
93					8		
94 95							
94 95 96							
97 98							
98 99							
100							
101 102							
102 103							
104							
105							
106 107							
108							
109 110							
110				1			
112				1			
113							
114 115							
116							
117							
118 119							
120							

職務の級	1	2	3	4	5	6	7
号給		2	5				'
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
143							
145							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
158 159							
160							
161							
101							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		15	4	11	18		
н		10	•	11	19		
						適用職員数	48

7 大学教育職給料表

・		久 月 4 0 0 1 1 1 1 1			
The state of the	職務の級	1	9	2	4
1	号絵	1	4	J	4
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20 1 21 22 23 24 27 28 29 30 31 32 29 30 31 32 23 33 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 42 1 43 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 <td>- J HH</td> <td>,</td> <td>λ</td> <td>,</td> <td>X</td>	- J HH	,	λ	,	X
4 5 6 7 8 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 24 24 2 24 2 24 2 <	1				/ (
4 5 6 7 8 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 24 24 2 24 2 24 2 <	9				
4 5 6 7 8 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 22 23 24 1 24 24 2 24 2 24 2 <	2				
6 7 8 8 9 9 10 10 11 1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3				
6 7 8 8 9 9 10 10 11 1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4				
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 31 32 31 32 31 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 43 4 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 51 5 54 1 55 1 56 1 57 58 59 60 61 1 62 1 1 1					
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 31 32 31 32 31 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 43 4 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 51 5 54 1 55 1 56 1 57 58 59 60 61 1 62 1 1 1	6				
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 31 32 31 32 31 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 43 4 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 51 5 54 1 55 1 56 1 57 58 59 60 61 1 62 1 1 1	7				
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 30 31 31 32 33 1 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 1 43 44 44 45 46 47 47 48 2 49 50 51 51 50 51 52 53 54 54 55 55 56 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8				
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 30 31 31 32 33 1 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 1 43 44 44 45 46 47 47 48 2 49 50 51 51 50 51 52 53 54 54 55 55 56 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0				
11 12 1 13 14 15 16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 43 1 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 1 50 51 51 55 56 1 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9				
14 15 16 17 18 19 20 1 20 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 41 42 1 1 43 44 2 2 49 1 1 1 1 51 51 5 1 5 55 5 1 5 1 1 55 5 1 1 1 1 1 57 58 5 2 1	10				
14 15 16 17 18 19 20 1 20 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 41 42 1 1 43 44 2 2 49 1 1 1 1 51 51 5 1 5 55 5 1 5 1 1 55 5 1 1 1 1 1 57 58 5 2 1	11				
14 15 16 17 18 19 20 1 20 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 41 42 1 1 43 44 2 2 49 1 1 1 1 51 51 5 1 5 55 5 1 5 1 1 55 5 1 1 1 1 1 57 58 5 2 1	12				
14 15 16 17 18 19 20 1 20 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 41 42 1 1 43 44 2 2 49 1 1 1 1 51 51 5 1 5 55 5 1 5 1 1 55 5 1 1 1 1 1 57 58 5 2 1	13				
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 1 25 26 27 28 29 30 30 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 42 43 44 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 50 1 51 5 52 1 53 1 54 1 55 5 56 1 57 58 59 6 60 1 61 1 62 1 1 1 1 1	14				
16 17 18 19 20 1 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 43 4 45 46 2 47 1 1 48 2 49 1 1 50 51 5 51 52 1 55 56 1 1 57 58 5 59 60 2 60 1 1 61 2 1 62 1 1 63 1 1	15				
18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 29 30 31 32 1 33 31 34 35 36 2 377 38 39 40 41 1 1 1 1 1 44 42 1 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 45 46 47 1	10				
18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 29 30 31 32 1 33 31 34 35 36 2 377 38 39 40 41 1 1 1 1 1 44 42 1 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 45 46 47 1	10				
18 19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 29 30 31 32 1 33 31 34 35 36 2 377 38 39 40 41 1 1 1 1 1 44 42 1 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 44 2 44 45 46 47 1	17				
19 20 1 21 22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 34 35 36 36 2 2 37 3 1 38 39 40 41 42 1 43 44 2 45 46 2 47 1 1 50 51 1 50 51 1 52 1 1 55 1 1 55 1 1 58 59 2 60 60 1 61 62 1 1 63 1 1 1	18				
20 1 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 2 60 1 61 2 62 1 63 1	19				
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 1 38 39 40 41 41 1 42 1 43 44 44 2 46 2 47 1 48 2 49 1 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 59 2 60 1 61 1 62 1 63 1	20	1			
22 23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 42 1 1 1 45 46 2 2 47 1 1 1 48 2 1 1 50 51 1 1 51 52 1 1 55 5 1 1 56 1 1 1 57 58 59 2 60 60 1 1 61 62 1 1 1 63 1 1 1 1	21	1			
23 24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 1 1 41 42 1 43 44 2 46 47 1 1 48 2 1 1 50 51 1 1 52 1 1 1 55 1 1 1 55 1 1 1 56 1 1 1 57 58 59 2 60 60 1 1 62 1 1 1 1 1 1 1	21				
24 1 25 26 27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 1 1 38 39 40 41 1 1 1 42 1 1 1 43 44 2 2 45 46 2 4 47 1 1 1 50 51 1 1 50 51 1 1 55 1 1 1 55 1 1 1 56 1 1 1 57 58 59 2 60 60 1 1 61 62 1 1 1 63 1 1 1 1	22				
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 42 1 43 44 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 50 51 50 51 52 1 53 54 1 55 5 56 1 57 58 59 60 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	23				
25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 42 1 43 44 44 2 45 46 47 1 48 2 49 1 50 51 50 51 52 1 53 54 1 55 5 56 1 57 58 59 60 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	24	1			
26 27 28 1 29 30 1 31 31 32 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 41 1 1 41 42 1 44 43 44 2 46 2 47 1 1 48 2 1 1 1 1 50 51 1 1 1 1 1 52 1 55 1 <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	25				
27 28 29 30 1 31 32 1 33 1 2 37 38 39 40 41 1 1 1 42 1 43 44 2 45 46 2 47 1 1 1 1 48 2 1	26				
28 1 29 30 1 31 1 32 1 33 1 34 2 35 2 36 2 37 1 38 39 40 41 41 1 42 1 43 2 46 2 47 1 48 2 49 1 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 58 59 2 60 1 61 1 62 1 1 1 1 1 1	27				
29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 41 43 44 44 45 46 47 48 2 49 50 51 50 51 52 1 53 54 1 55 56 1 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21				
30 31 31 32 33 1 34 35 36 2 37 1 38 39 40 1 41 1 1 42 1 43 2 46 2 47 1 1 48 2 49 1 1 1 50 1 1 1 51 1 1 1 52 1 5 1 56 1 1 1 57 58 5 2 60 60 6 1 1 61 62 1 1 1 63 1 1 1 1	28				
31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 1 1 41 42 1 43 44 2 45 46 2 47 1 1 48 2 1 50 1 1 51 1 1 52 1 1 53 1 1 55 1 1 56 1 1 1 57 58 2 59 2 60 61 1 1 1 62 1 1 1 1	29				
31 32 1 33 1 34 35 36 2 37 38 39 40 1 1 41 42 1 43 44 2 45 46 2 47 1 1 48 2 1 50 1 1 51 1 1 52 1 1 53 1 1 55 1 1 56 1 1 1 57 58 2 59 2 60 61 1 1 1 62 1 1 1 1	30				1
32 1 33 1 34 2 36 2 37 1 38 39 40 1 41 1 1 42 1 43 2 46 2 47 1 1 48 2 49 1 1 1 50 1 1 1 51 2 1 1 52 1 1 1 55 1 1 1 56 1 1 1 57 58 2 60 61 62 1 1 1 62 1 1 1 1	31				
34 35 2 36 2 37 1 38 1 39 40 41 1 42 1 43 44 24 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 60 61 1 62 1 63 1	32				1
34 35 2 36 2 37 1 38 1 39 40 41 1 42 1 43 44 24 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 60 61 1 62 1 63 1	22	1			1
35 36 2 37 38 1 39 40 41 41 1 1 42 1 43 44 2 2 45 46 2 47 1 1 1 50 51 1 1 51 52 1 1 55 1 1 1 56 1 1 1 57 58 2 60 60 60 1 1 62 1 1 1 63 1 1 1	33	1			
36 2 37 1 38 1 39 40 41 1 42 1 43 2 45 2 46 2 47 1 1 48 2 49 1 1 1 50 51 1 1 52 1 1 1 53 1 1 1 54 1 1 1 55 1 1 1 57 58 2 60 60 60 1 1 62 1 1 1 63 1 1 1	34				
36 2 37 1 38 1 39 40 41 1 42 1 43 2 45 2 46 2 47 1 1 48 2 49 1 1 1 50 51 1 1 52 1 1 1 53 1 1 1 54 1 1 1 55 1 1 1 57 58 2 60 60 60 1 1 62 1 1 1 63 1 1 1	35				
37 38 39 40 41 41 42 1 43 44 45 46 47 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	36				2
38 39 40 1 41 1 42 1 43 44 45 2 46 2 47 1 48 2 49 1 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 2 60 1 61 1 62 1 63 1	37				1
39 40 41 1 42 1 43 2 44 2 45 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 2 60 1 61 1 62 1 63 1	38				_
40 41 42 43 44 45 46 47 48 2 49 50 51 52 1 53 54 1 55 56 1 57 58 59 60 61 62 1 2 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	30				
41 42 1<	39				
42 1 43 2 44 2 45 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 2 61 1 62 1 63 1	40				
42 1 43 2 44 2 45 2 46 2 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 60 2 61 1 62 1 63 1	41		1		1
43 44 45 46 47 48 2 49 50 51 50 51 52 1 53 54 1 555 56 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	42	1			
44 2 45 2 46 1 47 1 48 2 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 59 2 60 1 61 1 62 1 63 1	43				
45 46 47 48 2 49 50 51 52 1 53 54 1 55 56 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	44				9
46 47 48 2 49 50 51 52 1 53 54 1 55 56 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	15				۷
47 48 2 1<	40				0
48 2 49 1 1 1 1 50 1 1 1 1 51 1 1 1 1 52 1 1 1 1 53 1 1 1 1 55 1 1 1 1 57 58 2 1 1 1 59 60 60 60 60 60 61 62 1 1 1 1 63 1 1 1 1	46				
49 1 1 1 1 50 51 1 1 51 1 1 1 52 1 1 1 53 54 1 1 1 55 1 1 1 1 57 58 1 1 1 1 59 2 60 60 60 60 60 60 61 62 1 1 1 1 1 63 1 1 1 1 1	47		1		1
49 1 1 1 1 50 51 1 1 51 1 1 1 52 1 1 1 53 54 1 1 1 55 1 1 1 1 57 58 1 1 1 1 59 2 60 60 60 60 60 60 61 62 1 1 1 1 1 63 1 1 1 1 1	48				
50 51 52 1 53 54 1 55 56 1 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1 1	49		1	1	1
51 52 1 53 54 1 55 56 1 1 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1	50				
52 1 1 53 53 54 1 55 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	51				1
53 54 55 56 1 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1 1	51				1
54 1 55 1 56 1 57 1 58 2 59 2 60 1 61 1 62 1 63 1	52		1		
55 56 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1	53				
55 56 1 57 58 59 60 61 62 1 1 1 1	54	1			
56 1 1 57 58 2 59 2 2 60 1 1 62 1 1 1	55				1
57 58 59 60 61 62 63 1 1	56		1		1
58 59 60 61 62 63 1 1	57				1
59 60 61 62 63 1 1	51 E0				
60 61 62 1 1 63 1 1	58				
61 62 63 1 1	59				2
61 62 63 1 1	60				
$\begin{bmatrix} 62 \\ 63 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	61				
63 1	$6\bar{2}$	1			1
64	62	1	1		1
04	0.5				1
	64]			

職務の級	1	2	3	4
号給				4
	人	人	人	人
65 66	1		1	1
66 67	1			
68				
69				1
70			1	1
71			1	
72	1	1	-	
73	_			
74				
75				
76 77				
77				
78				
79				
80				
81				
82 83				
84				
85				
86			1	
87			1	
88	1			
89			1 3	
90	1			
91				
92				
93				
94				
95 06				
96 97				
97 98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110 111				
111				
113				
114				
115				
116	<u> </u>			
117				
118				
119				
120				
121				
122 123				
123 124				
124				
126				
127				
128				
129				
計	13	7	10	21
			適用職員数	51
			四/印帆貝数	91

8 高等学校等教育職給料表

	手子 化	父寺教	月 4联介	百十十 1	X
職務の級	-1	0	#±.0	0	4
	1	2	特2	3	4
号給 \	,	1	,	,	,
4	人	八	人	人	人
1					
1 2 3					
3					
4 5	1	6			
	1	O			
6 7					
7					
8		7			
8 9		7 10			
10					
10		1			
11		1			
12		- 8			
13		12			
14		2			
15		1			
10		1.0			
16 17		1 8 12 2 1 16 10			
17		10			
18		4			
19					
20	1	18			
20 21	1	10			
21		6			
22	1	12 2			
23		2			
24		20			
25	2	3			
20	4	3			
26		4 7			
27		7			
28		16			
29	3	16 5			3
30	9	10			9
30	2 2	10			<u>د</u>
31	2	4			6
32		13 6			3 2 6 3 2 3 2 4
33	4	6			3
34	2 3	23			2
35	3	4			3
20		15			0
36	1	15			
37	2	8			4
38	1 2 1	18			
39	1	8			1
40	2	14			_
41	2	6			
40		17			
42	1	17			
43	3	1			1
44	2	10			
45	2	9			7
46		18			
17		18 2			
47	~	4			
48	2	8			
49	1	11 17			
50	1	17			
51	1	6			
52	1	12			
52		0			
53	2 2	8			
54	2	14			
55		8			
56	1	8			
57		8		9	
57	1 2 2	10		3 8 5	
58	2	10 5		8	
59	2	5		5	
60	1	17		1	
			-		

職務の級	1	2	特2	3	4
号給 \	1	۷,	117	J	4
C1	人	人	人	人	人
61 62	1 2 1	7 10		2 8 1	
63	1	5		1	
64	1	11			
65	-	8		7	
66	1	6		8	
67	_	7			
68	1	12		4	
69	1	4		3	
70	2	14 4			
71		4		1	
72	6	11		1 2 4 6 2 2	
73	1	10		4	
74	1	6		6	
75	1	9		2	
76	1	17		2	
77		6		16	
78		7			
79		7			
80 81	1	6 5			
82	1	11			
83		11 8			
84		14			
85		9			
86	1	9			
87		5			
88	1	13	1		
89		4	1		
90	2	17	3		
91		3	1		
92		23			
93	1	10	1		
94		14 6			
95 06					
96 97	1	16 6			
98	1	7			
99		14			
100	1	24			
101		1			
102		22			
103		21			
104		28			
105		7			
106	1	28			
107		10			
108	1	31			
109		3			
110 111		23 12			
111		30			
113		12			
114	2	23			
115	_	8			
116		46			
117	1	7			
118	2	23			
119		44			
120	1	39			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
121		32			
122 123	2	23 20			
		36			
124 125		28			
126	1	33			
127	1	32			
128		32			
129		41			
130		25			
131		57			
132	1	21			
133		40			
134	1	58			
135	1	45			
136	1	79			
137	1	73			
138		41			
139		43			
140 141	1	3			
		1			
142 143					
143					
145	1				
146	1				
147	1				
148					
149	1				
150					
151					
152					
153	12				
計	115	2,049	7	83	37
		適用職	裁員数	2	, 291

9 中学校及び小学校教育職給料表

Whyte a fit							₹
職務の級	1	9	特2	3	4		•
旦 4	1	2	1寸4	3	4		둗
号給 \	λ	λ	λ	λ	λ.	-	7.
1	人	人		人	人		
1							
1 2 3 4 5							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
6 7 8 9						-	-
10							
11							
10 11 12 13							
13							
14							
15							
16							
17		109					_
12		103					
10							
14 15 16 17 18 19 20		00			, ,		
20		66			1		
21 22 23		22			3 7 16 15 12 18 9 11		
22		28			7		
23		3			16		
24		93			15		
25	1	93			19		_
26	1	28			12		
20		20			10		
27		3			9		
28		105 13			11		
29		13			12		
30		33			5		
31		5			3		
32		116			5		
32 33		18			8		_
34		21			1		
34		31 5			1		
35		5			2		
36 37	2	90			2		
37		16			2		
38		37			5		
39		8			10		
40	1	8 73			8		
41	2	8			5 3 5 8 1 2 2 2 5 10 8 13 10 6	f	_
49	2	11			10		
42 43	1	11			10 e		
43	1	9			0		
44	1	48			4 10		
45		16			10		
46		60			5		
47		8			6		
48		35					
49	1	15			<u>4</u> 5		_
50		50					
51		16					
21	0	37					
52	2	31		-			
53	1	22					
54		70					
55		11					
56	2	28					
57	1	13					_
58	1	54					
59		10		1			
60		38		1			
60		38				ı L	

職務の級					
用以からリノ形又	1	2	特2	3	4
= M	1		村乙	3	4
号給 🔪	λ	Λ.	λ	λ	,
C1	八	八	人	人)
61		19			
62		40			
63		11			
64		39			
65	7	12			
66	5	33		2	
67		20		٦	
	1			-	
68	7	39		1	
69	1	9			
70	1	24			
71	1	16		4	
72	2	51		2	
73				3	
73		12		07	
74	1	20		27	
75		12		22	
76		12 42	1	1	
77		17		7	
78		15		22	
79		9		19	
		9.4			
80		34		7	
81		14		15	
82		21	1	22	
83		13	2	7	
84		34	2 2	8	
85		11	1	8	
		99			
86		23	1	10	
87		12	1	5	
88		25	2	4	
89		16	2	18	
90		23		14	
91		19	3	17	
		20	4	11	
92		28	4		
93		11	6	5	
94		16	5	3	
95		10	7	7	
96		16	4	2	
97		7	5	12	
98		21	5	5	
		21		0	
99		8	4	6	
100		20	4	4	
101		11	2	6	
102		15	1	3	
103		8			
104		19	4		
105		11	3	1	
103				1	
		20	2		
107		11	6		
108		15	6		
109		7	1		
110		21	1		
111		11	2		
112		23	_		
113		11			
114		21			
115		13			
116		18			
117		6			
118		14			
119		9			
120		28			
140		28			

職務の級	1	2	特2	3	4	
号給			14-			
101	人	人	人	人	人	
121 122		11 20				
122		20 12				
124 125		30				
125		19				
127		16				
128		51				
129		9				
130		29				
131		32				
132		37				
133		48				
134		37				
135		30				
136		40				
137		34				
138		55				
139		37				
140		40				
141		76				
142		41				
143		81				
144		51				
145		55				
146		92				
147		100				
148		120				
149		139				
150		106				
151		228				
152		16				
153		7				
154						
155						
156						
157						
計	41	4, 289	88	311	218	
		適用職	員数	4, 9	47	

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成30年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給	料		表	設計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政	職給	料	表	人 14	人	人 3	人 4	人 3	人 4	人	人	人	人
公 安	職給	料	表	14				9	4	1			
高等学校	交等教育J	職給料	斗表	54	10	44							
中 学 杉 教 育	交及び 職 給	小 学 料	校 表	73		73							
給	料 表	₹	計	155									
6	0 <u>ī</u>	裁		69									
6	1 į	栽		50									
6	2 j	裁		15									
6	3 j	裁		14									
6	4 j	裁		7									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料	表	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職 給	料 表	人 110	人	人 21	人 88	人	人	人 1	人	人	人
公 安 職 給	料 表	1						1			
研究職給	料 表	6		6					•		
医療職給料表	(_)	6				6					
医療職給料表	長(三)	5				5					
高等学校等教育時	職給料表	16	4	12							
中学校及び 教育職給	小 学 校 料 表	67		67							
給 料 表	き 計	211					-				
60 j	義	63									
61 j	表	42									
62 j	表	43									
63 j	็	40									
64 j	轰	23									

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 462事業所

イ 調査対象職種

76職種(行政職相当職種22職種 その他の職種54職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出 した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,347人: 初任給関係442人(行政職に相当する調査実人員439人)、初任給関係以外の調査職種5,905人(行政職に相当する調査実人員5,506人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、20,133人であり、行政職に相当するものは17,530人である。)

イ総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 142	事業所 47	事業所 64	事業所 31
農業,林業、漁業	0	_	_	_
鉱業,採石業,砂利 採取業、建設業	7	4	3	_
製 造 業	72	18	33	21
電気・ガス・熱供給・水道業、 博報 選, 郵便業	19	9	9	1
卸 売 業 , 小 売 業	10	1	6	3
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	9	8	1	_
教育, 学習支援業、医療,福祉、サービス業	25	7	12	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が15事業所あった。
 - 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第14表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

Y.E.	人类扫描	項目	新規学卒者 の採用あり	ĹĤ	初任		状況 変	新規学卒者 の採用なし
学歴	企業規模		%	増	額 %	据置き %	減額%	%
大学卒	規	模 計	35. 3	(39		(60. 7)	(0.0)	64. 7
	50	00人以上	40. 5	(51	3)	(48.7)	(0.0)	59. 5
	50	00人以上 00人未満	41.8	(27	. 5)	(72.5)	(0.0)	58. 2
		0人以上 00人未満	12. 5	(50	. 0)	(50.0)	(0.0)	87. 5
高校卒	規	模 計	29. 1	(37	3)	(62.7)	(0.0)	70. 9
	50	00人以上	20. 0	(75	. 6)	(24.4)	(0.0)	80.0
		00人以上 00人未満	39. 1	(16	3)	(83.7)	(0.0)	60. 9
		0人以上 00人未満	25. 0	(50	. 0)	(50.0)	(0.0)	75. 0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 - 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

	職	種		<u> </u>	之 歴	香	規	」模	計	50	00人以上		00人以上 00人未満		0人以上 00人未満
					学院修 程 修		*	218,	円 742	*	円 219, 479		円 X		円 一
事	新卒	事務	員	大	学	卒		195,			202, 624		187, 873		X
務				短	大	卒		166,			176, 195		160, 400		X
				高七十二	校 学院修	卒		165,			174, 775		162, 209	*	164, 825
•					程修			214,	000	*	218, 689	*	201, 085		_
技	新卒	技術	者	大	学	卒		198,			212, 222		189, 438	*	190, 500
111				短	大	卒		183,	547	*	182, 525	*	187, 493	*	183, 250
術			l	高	校	卒		164,	644	※	170, 846		163, 751	*	159, 640
関					学院修 程 修			215,	610		218, 973	*	205, 187		_
123	新卒事務	5員・技術者	計	大	学	卒		196,	521		205, 814		188, 455	*	197, 125
係	701 1 3 32)	短	大	卒		174,	636		180, 015		166, 351	*	178, 833
				摳	校	卒		165,	161		172, 594		163, 125		161, 944
	新卒	大 学 助	教	大	学	卒		_			_		_		_
そ		等学校教		大	学	卒			X		_		X		_
	新卒	研究	員(大	学	卒		_			_		_		_
	新卒矿	开究補 助	員	短高	大 校	卒 卒		_			_		_		_
	準新	卒 医	師	大	学	卒		_			_		_		_
0		卒薬剤	師	大	, 学	卒		_			_		_		_
	淮华太学	>療放射線技	t int	大	学	卒		_			_		_		_
	中利 平彰	V 7月	(111)	養力	成 所	卒		_			_		_		_
	新卒	栄 養	$\pm \left\{ \right.$	大	学	卒			X		_		X		_
他	》 + +r		dir.	短	大	卒		_			_		_		_
		卒 看 護 5 准 看 護	師師		成 所 成 所			_			_		_		_
	1 /// 1	中 日 時	רוי⊢	戊 /	ッ ヘ ルー	F									

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 - 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 - 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある 事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される 給与は除いている。
 - 4 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 常勤の従業員(再雇用者を除く)

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 企業規模計

È) 1	正美規					77 -1200	도 4 B 사 코르	¬ → √人 #=	
					調査	平均	平成304	年4月分平均)文給額	
	職	種	名		調 査実人員	午龄	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備 考
					人	歳	円	円	円	
	支	Л	吉	長	11	54. 5	934, 168	23	934, 145	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
+		大	学	卒	10	54. 1	954, 504	0	954, 504	
事		短	大	卒	_	_	_	_	_	
務		高	校	卒	*	*	*	*	*	
伤		中	学	卒	_	_	_	_	_	· #中号[0] N Lの工程の
	エ	Î	坦	長	*	*	*	*	*	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	_	_	_	_	_	
技		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
術		中	学	卒	_	1	_			
נוע	事	務	部	子	155	53. 2	686, 078	5, 433	680, 645	・2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。)
関		大	学	卒	131	53. 1	718, 062	5, 426	712, 636	・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長
		短	大	卒	5	51.5	590, 235	0	590, 235	及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
係		高	校	卒	18	54. 9	528, 189	7, 520	520, 669	
		中	学	卒	*	*	*	*	*	
職	技	術	部	長	124	52.8	617, 158	3, 836	613, 322	同 上
		大	学	卒	88	53. 4	660, 222	5, 325	654, 897	
種		短	大	卒	11	50. 1	540, 046	0	540, 046	
		高	校	卒	25	52. 5	520, 729	1, 088	519, 641	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第16表の各表において同じ。)

						 1/	平成30年	年4月分平均	可支給額	
	職	種	重 名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	事	務	部 次	長	69	50.9	638, 808	18, 645	620, 163	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者
		大	学	卒	62	50.2	658, 874	18, 350	640, 524	・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の
		短	大	卒	3	55. 3	535, 704	21, 509	514, 195	次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)
事		高	校	卒	4	56.8	455, 742	20, 343	435, 399	T INJUNY (HPX HVX INJ)
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
76	技	術	部 次	長	36	51.7	574, 923	2, 212	572, 711	同 上
務		大	学	卒	26	51.4	611, 947	2, 218	609, 729	
		短	大	卒	4	53. 1	529, 969	0	529, 969	
		高	校	卒	6	51. 7	491, 577	3, 868	487, 709	
.		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	矝	課	長	346	49.9	553, 635	12, 803	540, 832	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長
技		大	学	卒	248	48.8	569, 114	14, 194	554, 920	・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長
111		短	大	卒	12	47.4	397, 050	17, 758	379, 292	及び課長級専門職
		高	校	卒	86	53. 2	536, 118	8, 388	527, 730	
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	
N1.3	技	徘	,課	長	317	49.0	542, 122	29, 865	512, 257	同 上
		大	学	卒	188	48.2	580, 482	32, 042	548, 440	
関		短	大	卒	30	49.7	526, 640	47, 804	478, 836	
		高	校	卒	99	50.2	477, 735	20, 180	457, 555	
		中	学	卒	_	-	_	_	_	
係	事	務訁	果長代	理	96	45.8	466, 424	29, 272	437, 152	・上記課長に事故等のあるときの職務代行者
		大	学	卒	67	44. 2	488, 407	29, 887	458, 520	・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
		短	大	卒	10	46. 7	402, 463	21, 607	380, 856	・課長に直属し部下4人以上を有する者
職		高	校	卒	19	49.9	430, 439	31, 023	399, 416	・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
		中	学	卒	_	_	_	_	_	・中間職(課長-係長間)
	技	術言	果長代	理	126	45. 4	462, 679	14, 258	448, 421	同 上
種		大	学	卒	76	44. 2	460, 973	16, 922	444, 051	
		短	大	卒	26	46. 4	464, 371	9, 565	454, 806	
		高	校	卒	24	47.9	465, 904	11, 430	454, 474	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

						<i></i>	平成30年	年4月分平均	p支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	事	務	係	長	413	45. 4	455, 219	62, 923	392, 296	・係の長及び係長級専門職
		大	学	卒	237	43. 1	458, 227	65, 995	392, 232	
		短	大	卒	34	46. 3	384, 568	48, 535	336, 033	
事		高	校	卒	142	48. 7	465, 791	61, 340	404, 451	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
∀ Fr	技	術	係	長	398	45. 4	466, 564	85, 395	381, 169	同 上
務		大	学	卒	220	43.0	484, 016	88, 581	395, 435	
		短	大	卒	48	45. 7	420, 784	63, 437	357, 347	
		高	校	卒	129	48.4	455, 905	86, 953	368, 952	
•		中	学	卒	*	*	*	*	*	
	事	務	主	任	319	40.5	334, 249	36, 901	297, 348	・係長等のいる事業所におけ る主任
技		大	学	卒	205	38. 5	342, 460	41, 637	300, 823	・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以
		短	大	卒	57	42.9	326, 606	32, 695	293, 911	上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所にお
		高	校	卒	56	44. 4	317, 043	26, 347	290, 696	いて、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	・中間職(係長-係員間)
113	技	術	主	任	422	41.8	363, 156	70, 769	292, 387	同 上
		大	学	卒	249	37. 7	386, 703	81, 479	305, 224	
関		短	大	卒	39	40.6	395, 980	94, 632	301, 348	
		高	校	卒	134	46.3	332, 853	55, 405	277, 448	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務	係	員	1, 597	37. 5	300, 171	34, 182	265, 989	
		大	学	卒	848	34. 6	308, 687	39, 114	269, 573	
		短	大	卒	243	42.5	283, 489	22, 014	261, 475	
職		高	校	卒	503	39.8	294, 545	32, 120	262, 425	
		中	学	卒	3	50. 7	272, 773	22, 043	250, 730	
	技	術	係	員	1,076	35. 2	342, 802	62, 625	280, 177	
種		大	学	卒	549	33. 7	356, 059	72, 391	283, 668	
		短	大	卒	183	36. 4	327, 334	48, 896	278, 438	
		高	校	卒	344	37. 2	327, 152	52, 284	274, 868	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成30年	年4月分平均	7支給額	
	職	種	名		調査	平均	きまって支給			備考
	,	,—	•		実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
1.1.					人	歳	円	円	円	
技能	電	話交	泛換	手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づ
· 労務		家用乗 運転手		動	5	55. 7	402, 169	43, 593	358, 576	き、他の事業所において 業務に従事している者を なく。
関係	守			衛	12	50.6	379, 661	32, 760	346, 901	電話交換手については、
職 種	用	矜	ŝ	員	_	_	_	_	_	見習、外国語の電話交換 手を除く。
	大	学	学	長	_	_	_	_	_	
教	大	学副	亅学	長	_	_	_	_	_	
育	大	学学	部	長	3	58. 5	613, 767	0	613, 767	
	大	学	教	授	34	57. 2	606, 480	64, 240	542, 240	
関	大	学准	主教	授	18	48. 4	582, 028	118, 036	463, 992	
係	大	学	講	師	12	42.7	498, 023	84, 867	413, 156	
	大	学	助	教	5	41.7	401, 763	8,000	393, 763	
職	高	等学	校 校	長	_	_	_	_	_	
種	高	等学	校 教	頭	2	58. 0	407, 550	0	407, 550	
	高	等学	校教	諭	21	42.6	293, 714	10, 276	283, 438	
	研	究	所	竔		-	_			
研	研	究 部((課)	長	8	46. 1	574, 285	21, 708	552, 577	{ 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
究関	研	究室((係)	長	9	46. 4	417, 054	4, 816	412, 238	・構成員3人以上の室(係) の長
係職	主	任研	千究	員	22	37. 7	381, 507	51, 757	329, 750	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
種	研	究	ž	員	35	31.0	300, 913	43, 082	257, 831	
	研	究 補	助	員	_	_	_	_	_	

						· · ·	平成30年	F4月分平均	p支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	病	院		長	_	_	_	_	_	・部下に医師又は歯科医師 5人以上
医	副	院		長	_	_	_	_	_	・上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者
	医	科		長	*	*	*	*	*	・部下に医師又は歯科医師 1人以上
療	医			師	16	53. 0	1, 510, 335	515, 421	994, 914	
//45	歯	科 [<u>天</u>	師	*	*	*	*	*	
	薬	局		長	*	*	*	*	*	・部下に薬剤師2人以上
関	薬	剤		師	8	43.0	408, 913	2, 500	406, 413	
	診療	療放射線	線技	師	6	45. 2	382, 972	7, 789	375, 183	
	臨	床検査	泛技	師	7	39. 9	236, 305	13, 419	222, 886	
係	栄	養		士	10	37. 6	263, 381	2, 666	260, 715	
	理	学 療	法	士	21	35. 6	294, 867	7, 088	287, 779	
п ⊹h	作	業療	法	士	5	31.5	266, 412	812	265, 600	
職	総	看 護	師	長	2	58. 0	393, 400	3,000	390, 400	・部下に看護師長5人以上
	看	護	師	長	17	51. 2	378, 907	25, 318	353, 589	・部下に看護師又は准看護 師 5 人以上
種	看	護		師	59	44. 2	326, 412	34, 595	291, 817	
	准	看:	護	師	58	45. 7	295, 325	32, 941	262, 384	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は 給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 - 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は 給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 - 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は 給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 - 4 上記は、以下第16表の各表において同じである。

(2) 企業規模500人以上

[事務•技術関係職種]

	職種名						平成30年	年4月分平均	的支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	Л	吉	長	11	54. 5	934, 168	23	934, 145	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
		大	学	卒	10	54. 1	954, 504	0	954, 504	
事		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
務		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	エ	Ť	日勿	長	*	*	*	*	*	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
•		大	学	卒	_	_	_	_	_	
技		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	
h11	事	務	部	長	117	53. 5	750, 073	4, 898	745, 175	・2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。)
関		大	学	卒	103	53. 7	779, 086	4, 183	774, 903	・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長
		短	大	卒	4	49.8	582, 755	0	582, 755	及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
係		高	校	卒	10	53. 5	574, 563	13, 410	561, 153	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
職	技	術	部	長	84	53. 4	685, 976	4, 178	681, 798	同 上
		大	学	卒	65	53. 7	732, 817	5, 682	727, 135	
種		短	大	卒	8	52. 5	549, 745	0	549, 745	
		高	校	卒	11	52.8	560, 718	0	560, 718	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成304	年4月分平均	可支給額	
	職	租	1 名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	事	務	部 次	長	55	50.3	689, 016	17, 954	671, 062	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者
		大	学	卒	53	50. 1	694, 749	18, 410	676, 339	・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の
		短	大	卒	*	*	*	*	*	次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)
事		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_		_	_	_	
	技	術	部 次	長	25	53. 1	670, 409	84	670, 325	同 上
務		大	学	卒	20	52. 9	701, 703	115	701, 588	
		短	大	卒	2	54.0	588, 565	0	588, 565	
		高	校	卒	3	53.6	586, 580	0	586, 580	
•		中	学	卒	_	1	_	_	_	
	事	務	課	長	249	49.8	613, 435	11, 709	601, 726	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長
技		大	学	卒	190	48.7	620, 016	14, 603	605, 413	・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長
17		短	大	卒	3	51. 2	486, 839	4, 333	482, 506	及び課長級専門職
		高	校	卒	56	53. 2	602, 168	3, 394	598, 774	
術		中	学	卒	_		_	_	_	
	技	術	課	長	227	49. 2	583, 805	36, 714	547, 091	同 上
		大	学	卒	146	48.5	620, 160	37, 242	582, 918	
関		短	大	卒	24	50.6	549, 842	51, 032	498, 810	
12.3		高	校	卒	57	50.3	511, 755	29, 070	482, 685	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務訓	果長代	理	79	45. 7	493, 382	35, 153	458, 229	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者
		大	学	卒	57	44. 2	511, 617	34, 515	477, 102	・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者
		短	大	卒	8	46. 7	432, 349	28, 056	404, 293	・課長に直属し部下4人以上を有する者
職		高	校	卒	14	50.2	461, 182	40, 706	420, 476	・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理
		中	学	卒	_	_	_	_	_	及び課長代理級専門職 ・中間職 (課長-係長間)
	技	術訓	果長代	理	102	45.6	481, 483	9, 850	471, 633	同 上
種		大	学	卒	58	44. 5	487, 490	10, 573	476, 917	
		短	大	卒	24	46.2	468, 748	10, 155	458, 593	
		高	校	卒	20	47.7	480, 617	7, 546	473, 071	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

					→ 111 — —	 1/	平成30年	年4月分平均	的支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	事	務	係	長	289	45. 7	500, 040	74, 522	425, 518	・係の長及び係長級専門職
		大	学	卒	163	43. 2	499, 275	77, 824	421, 451	
		短	大	卒	22	47.5	429, 792	59, 041	370, 751	
事		高	校	卒	104	49.0	513, 951	72, 502	441, 449	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
₹₩	技	術	係	長	322	45.5	479, 975	87, 068	392, 907	同 上
務		大	学	卒	184	43. 2	502, 136	92, 768	409, 368	
		短	大	卒	38	44.8	418, 668	55, 647	363, 021	
		高	校	卒	100	49.0	467, 006	88, 436	378, 570	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務	主	任	206	39.8	352, 992	42, 863	310, 129	・係長等のいる事業所におけ る主任
技		大	学	卒	134	37. 6	360, 332	46, 230	314, 102	・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以
		短	大	卒	40	43.0	349, 952	38, 981	310, 971	上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所にお
		高	校	卒	32	43.8	329, 424	35, 263	294, 161	いて、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	・中間職(係長-係員間)
	技	術	主	任	326	41.9	366, 618	72, 704	293, 914	同 上
		大	学	卒	189	37.0	398, 951	88, 751	310, 200	
関		短	大	卒	27	40.3	409, 967	100, 667	309, 300	
		高	校	卒	110	46. 7	331, 068	54, 099	276, 969	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務	係	員	865	36. 5	325, 539	41, 542	283, 997	
		大	学	卒	519	33. 7	327, 338	46, 193	281, 145	
		短	大	卒	125	43.3	305, 109	21, 920	283, 189	
職		高	校	卒	219	38.6	333, 118	42, 853	290, 265	
		中	学	卒	2	46.6	315, 415	33, 793	281, 622	
	技	術	係	員	654	34. 9	358, 521	69, 920	288, 601	
種		大	学	卒	352	33.6	371, 759	80, 060	291, 699	
		短	大	卒	112	36. 4	341, 546	53, 539	288, 007	
		高	校	卒	190	36. 6	341, 361	58, 534	282, 827	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

(3) 企業規模100人以上500人未満

[事務•技術関係職種]

							平成30年	年4月分平均	可支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	Л	吉	長	_	_	_	_	_	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
		大	学	卒	_	_	_	_	_	
事		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	_	_	_	_	_	
務		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	工	‡	坦	長	_	_	_	_	_	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
•		大	学	卒	_	_	_	_	_	
技		短	大	卒	_	_	_	_	_	
17		高	校	卒	_	_	_	_	_	
術		中	学	卒	_	1	-	_	Ι	
ניוע	事	務	部	長	31	52.5	513, 786	6, 679	507, 107	・2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。)
関		大	学	卒	22	51.1	529, 610	9, 572	520, 038	・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長
154		短	大	卒	*	*	*	*	*	及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
係		高	校	卒	7	56.6	463, 226	0	463, 226	
		中	学	卒	*	*	*	*	*	
職	技	術	部	長	34	51.5	484, 524	170	484, 354	同 上
		大	学	卒	18	52. 7	479, 925	256	479, 669	
種		短	大	卒	3	44.0	515, 663	0	515, 663	
		高	校	卒	13	52. 0	482, 017	99	481, 918	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成304	年4月分平均	り支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	Victoria de la Companya de la Compan
	事	務	部次	長	11	52.0	516, 741	21, 291	495, 450	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者
		大	学	卒	7	50. 1	525, 851	22, 686	503, 165	・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の
		短	大	卒	2	54. 5	547, 465	25, 800	521, 665	次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)
事		高	校	卒	2	56. 5	454, 130	11, 900	442, 230	T IN THE CHIPSE BROKENS
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
→	技	術	部次	長	8	50.3	407, 424	0	407, 424	同 上
務		大	学	卒	4	49.8	369, 810	0	369, 810	
		短	大	卒	2	52. 2	469, 307	0	469, 307	
		高	校	卒	2	49.3	403, 780	0	403, 780	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務	課	長	77	50. 1	412, 853	14, 514	398, 339	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長
技		大	学	卒	49	49. 1	416, 043	12, 646	403, 397	・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長
12		短	大	卒	8	46. 7	367, 873	23, 421	344, 452	及び課長級専門職
		高	校	卒	20	53. 7	423, 347	15, 302	408, 045	
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	
113	技	術	課	長	79	48. 2	425, 340	8, 875	416, 465	同 上
		大	学	卒	39	46.8	422, 214	11, 618	410, 596	
関		短	大	卒	4	42.3	378, 356	26, 346	352, 010	
		高	校	卒	36	50. 2	433, 242	4, 402	428, 840	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務調	長代	理	17	46. 1	345, 343	2, 855	342, 488	・上記課長に事故等のあるときの職務代行者
		大	学	卒	10	44.6	360, 356	4, 350	356, 006	・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
		短	大	卒	2	46. 5	302, 326	0	302, 326	・課長に直属し部下4人以上を有する者・職業の投資がよる理事を決理
職		高	校	卒	5	48.8	336, 082	1, 305	334, 777	・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
		中	学	卒	_	_	_	_	_	・中間職(課長ー係長間)
	技	術調	県長 代		22	44. 4	371, 426	29, 946	341, 480	同 上
種		大	学	卒	17	42. 7	372, 058	36, 975	335, 083	
		短	大	卒	2	50. 5	393, 436	0	393, 436	
		高	校	卒	3	50. 3	356, 065	6, 768	349, 297	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成30年	年4月分平均	り 支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	事	務	係	長	101	44. 7	349, 108	35, 555	313, 553	・係の長及び係長級専門職
		大	学	卒	66	43.3	359, 080	36, 868	322, 212	
		短	大	卒	8	44.3	328, 654	38, 441	290, 213	
事		高	校	卒	27	47.6	334, 876	32, 057	302, 819	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
→ /.	技	術	係	長	57	44. 3	397, 618	80, 038	317, 580	同 上
務		大	学	卒	28	40.7	368, 522	63, 796	304, 726	
		短	大	卒	9	50.2	430, 528	95, 898	334, 630	
		高	校	卒	19	45. 7	408, 395	84, 991	323, 404	
•		中	学	卒	*	*	*	*	*	
	事	務	主	任	97	41.1	293, 901	26, 699	267, 202	・係長等のいる事業所におけ る主任
技		大	学	卒	63	39. 9	303, 010	34, 160	268, 850	・係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理以
17		短	大	卒	16	42.5	269, 169	17, 305	251, 864	上に直属し、部下を有する者・係長等のいない事業所にお
		高	校	卒	18	43.5	287, 413	12, 169	275, 244	いて、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	・中間職(係長一係員間)
NI3	技	術	主	任	82	41.2	344, 574	60, 031	284, 543	同 上
		大	学	卒	54	40.9	338, 001	51, 893	286, 108	
関		短	大	卒	8	41.1	366, 296	86, 939	279, 357	
		高	校	卒	20	42.0	354, 132	71, 856	282, 276	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務	係	員	560	38.9	268, 383	25, 311	243, 072	
		大	学	卒	262	36. 1	274, 834	26, 992	247, 842	
		短	大	卒	91	41.3	264, 194	24, 786	239, 408	
職		高	校	卒	206	41.2	262, 352	23, 519	238, 833	
		中	学	卒	*	*	*	*	*	
	技	術	係	員	323	36. 4	303, 970	43, 325	260, 645	
種		大	学	卒	159	34. 2	303, 418	45, 095	258, 323	
		短	大	卒	51	36.8	298, 984	38, 469	260, 515	
		高	校	卒	113	39. 3	307, 144	43, 089	264, 055	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

(4) 企業規模50人以上100人未満

[事務•技術関係職種]

	職種名				. J		平成30年	平 4月分平均	可支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備考
				ľ	人	歳	円	円	円	・構成員50人以上の支店
	支	Л	吉	長	_	_	_	_	_	(社)の長(取締役兼任者を 除く。)
事		大	学	卒	_	_	_	_	_	
尹		短	大	卒	_	_	_	_	_	
≾∕z		高	校	卒	_	_	_	_	_	
務		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	エ	ţ	易	長	_	_	_	_	_	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
•		大	学	卒	_	_	_	_	_	
++-		短	大	卒	_	_	_	_	_	
技		高	校	卒	_	_	_	_	_	
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	
נוע	事	務	部	長	7	51.8	467, 977	8, 149	459, 828	・2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任
関		大	学	卒	6	50.7	460, 574	9, 507	451, 067	者を除く。) ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長
 		短	大	卒	_	_	_	_	_	及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
係		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
職	技	術	部	長	6	52.8	442, 609	22, 775	419, 834	同 上
1774		大	学	卒	5	52. 5	420, 395	21, 205	399, 190	
種		短	大	卒	_	_	_	_	_	
,		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成304	年4月分平均	的支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)—(B)	備 考
					人	歳	円	円	円	
	事	務音	部 次	長	3	55. 2	458, 459	17, 120	441, 339	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者
		大	学	卒	2	54.0	470, 684	0	470, 684	・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の
		短	大	卒	_	_	_	_	_	次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)
事		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
∀ /~	技	術音	部 次	長	3	45. 2	375, 928	25, 428	350, 500	同 上
務		大	学	卒	2	42.0	367, 169	24, 269	342, 900	
		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務	課	長	20	49.9	372, 371	19, 530	352, 841	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長
技		大	学	卒	9	48.9	374, 472	14, 367	360, 105	・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長
12		短	大	卒	*	*	*	*	*	及び課長級専門職
		高	校	卒	10	52.0	380, 714	23, 550	357, 164	
術		中	学	卒	_	_	_	_	_	
713	技	術	課	長	11	48.5	406, 879	22, 558	384, 321	同 上
		大	学	卒	3	46. 2	427, 757	7, 500	420, 257	
関		短	大	卒	2	51.0	473, 150	42, 250	430, 900	
		高	校	卒	6	48.8	374, 350	23, 523	350, 827	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務 課	長代	理	_	_	_	_	_	・上記課長に事故等のあるときの職務代行者
		大	学	卒	_	_	_	_	_	・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
		短	大	卒	_	_	_	_	_	・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理
職		高	校	卒	_	_	_	_	_	と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
		中	学	卒	_	_	_	_	_	・中間職(課長ー係長間)
			長代		2	47.5	433, 712	87, 462	346, 250	同 上
種		大	学	卒	*	*	*	*	*	
		短	大	卒	_	_	_	_	_	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成304	年4月分平均	匀支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備考
					人	歳	円	円	円	大。尼亚· 邓大尼伊·吉田·哈
	事	務	係	長	23	44.9	285, 854	18, 699	267, 155	・係の長及び係長級専門職
		大	学	卒	8	41.1	296, 271	23, 591	272, 680	
		短	大	卒	4	43.5	255, 225	12, 100	243, 125	
事		高	校	卒	11	48.2	289, 416	17, 542	271, 874	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
マケナ	技	術	係	長	19	44.9	355, 207	59, 070	296, 137	同 上
務		大	学	卒	8	46.6	351, 413	49, 759	301, 654	
		短	大	卒	*	*	*	*	*	
		高	校	卒	10	43.7	351, 949	62, 611	289, 338	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務	主	任	16	46.9	328, 772	18, 866	309, 906	・係長等のいる事業所におけ る主任
技		大	学	卒	8	44. 1	343, 196	21, 398	321, 798	・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以
		短	大	卒	*	*	*	*	*	上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所にお
		高	校	卒	6	51.0	343, 104	20, 823	322, 281	いて、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	・中間職(係長-係員間)
,,,	技	術	主	任	14	40.6	335, 304	57, 920	277, 384	同 上
		大	学	卒	6	37. 7	350, 809	68, 234	282, 575	
関		短	大	卒	4	43.8	298, 610	39, 005	259, 605	
		高	校	卒	4	41.8	348, 741	61, 366	287, 375	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務	係	員	172	39. 9	236, 187	14, 256	221, 931	
		大	学	卒	67	37. 6	266, 298	19, 619	246, 679	
		短	大	卒	27	42.4	204, 998	11, 628	193, 370	
職		高	校	卒	78	41.0	221, 118	10, 559	210, 559	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
	技	術	係	員	99	34.8	268, 405	33, 600	234, 805	
種		大	学	卒	38	33. 2	293, 367	50, 512	242, 855	
		短	大	卒	20	35. 2	264, 470	32, 415	232, 055	
		高上	校	卒	41	36. 1	247, 190	18, 502	228, 688	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

2 再雇用者

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

_	/	ミス兄们	ДРІ					1			里加氏间和子关忠明且从
								平成30年	年4月分平均	匀支給額	
	職		種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)—(B)	備 考
						人	歳	円	円	円	
	支	店	長・	工場	長	-	_	-	_	-	
		60	歳	男	性	_	ı	_	_	_	
	事	務 •	・技	術 部	長	6	62.6	396, 054	0	396, 054	
		60	歳	男	性	2	60.5	443, 308	0	443, 308	
事	事	務•	技術	奇部 次	:長	_	_	_	_	_	
務		60	歳	男	性	_	_	_			
技	事	務 •	・技	術 課	油	4	62.8	387, 568	11, 111	376, 457	
術		60	歳	男	性	-	l	_	_	_	1の(1)企業規模計の
関	事	務・扌	支術	課長代	理	_	_	_	_	_	備考欄参照
係		60	歳	男	性	_	_	_	_	_	
職	事	務・	·技	術係	長	15	62.8	219, 496	10, 929	208, 567	
種		60	歳	男	性	*	*	*	*	*	
	事	務•	・技	術 主	任	*	*	*	*	*	
		60	歳	男	性	_	_	_	_	_	
	事	務・	·技	術係	員	233	62.7	234, 165	13, 304	220, 861	
		60	歳	男	性	34	60.5	235, 325	13, 584	221, 741	

第17表 民間における家族手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者の 収入制限あり	配偶者の 収入制限なし	配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当制度が ない
73.8%	(92.0%)	[80.5%]	[19.5%]	(8.0%)	26.2%

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。
 - (2) 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を	税制及び社会保障制度の	配偶者に対する家族手当を
見直す予定又は見直すこと	見直しの動向等によっては	見直す予定がない
について検討中	見直すことを検討する	(検討も行っていない)
9.3%	14.0%	76.7%

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。
 - (3) 扶養家族の構成別支給月額

	扶	養	家	族	の	構	成		支	給	月	額
配				偶				者		12, 9	20円	
配	偶	ź	者	٢	子		1	人		18, 7	14円	
配	偶	ź	者	٢	子		2	人		23, 5	85円	

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある 事業所について算出した。
- (備考) 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については9,500円、子については 1人につき8,500円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき 5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

	支 給	の有	無	事業所割合
支	給	す	る	40.4%
支	給	L 7	ない	59.6%
		主者に対する 支 給 額 の「		26,000円以上 27,000円未満

⁽注) 事業所割合は、全体の事業所を100とした割合である。

⁽備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における特別給の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項	項 目 T							
平均所定內給与月額	下半期(A1)	333, 713円						
平均加定的和子方領	上半期(A2)	334, 461円						
特別給の支給額	下半期(B1)	757, 738円						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上半期(B2)	728, 665円						
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2. 27月分						
付加和V/火和刮口	上半期(B2/A2)	2. 18月分						
年間の	平均	4. 45月分						

⁽注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月分である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(単位:%)

_						\	十四 107
	項目	部上	長 級	課!	長 級	係	員
1	企業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	43. 5	56. 5	44. 0	56. 0	46. 4	53. 6
	500人以上	35. 9	64. 1	33. 7	66. 3	39.8	60. 2
	100人以上500人未満	48. 1	51. 9	48. 4	51.6	49. 5	50. 5
	50人以上100人未満	45. 2	54.8	49.8	50. 2	50.6	49. 4

第21表 民間における給与改定の状況等

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係	員	28.8	14. 1	0.0	57. 1
課	長 級	28. 5	11.8	0.0	59. 7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 定期昇給の実施状況

(単位:%)

	項	目	☆ ₩目纵					ì	
			定期昇給 制度あり	定期昇給実	施	定期昇給	定期昇給 制度なし		
役職段階	上		明皮のグ		増額	減額	変化なし	中 止	胴及なし
係	ļ		88. 7	87.8	21.8	5. 3	60. 7	0.9	11.3
課	長 級	b	87. 1	86. 2	18. 9	5. 5	61.8	0.9	12. 9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離すること ができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第22表 県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較

区分	民間事業従業員	県 職 員	較差(A) — (B)
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)	$\left(\frac{\text{(B)}}{\text{(B)}} \times 100\right)$
平均給与月額	363, 688 円	363, 092 円	596 円 (0.16%)

- (注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務·技術関係職種 の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)
 - 2 県職員、民間事業従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
363, 092 円	330, 360 円	11,533 円	7,271 円	9,262 円	4,391 円	275 円

(注) 県職員の平均年齢は44.0歳で、平均経験年数は21.5年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県:	職員			対	応	民	間職	種		
	職 員 政 職)	企 弟	美 規	模	企	業	規模	企	業規	模
(11 .	以 似 /	500人 以 上			100)	\以上50	0人未満	50人	以上100人	未満
9	級	支 工 部 部	店場次	長長長長						
8	級	課		長	支 工	店 場	長 長			
7	級	H/K		~	部部	次	長 長	支 工	店 場	長 長
6	級	課	長 代	理	課		長	部 部	次	長 長
5	級							課		長
4	級	係		F .	課	長	代 理	課	長 代	理
3	級	尔		長	係		長	係		長
2	級	主		任	主		任	主		任
1	級	係		員	係		員	係		員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、 係長に含めている。

4 生計費関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる 家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雜 費 I ···········保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕 送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳~26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1-1 高 松 市

(平成30年4月)

費 目		帯人員 ~~	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料	費	円 23, 983	円 38, 361	円 47, 648	円 56, 928	円 66, 216
住 扂	吊関係	系 費	48, 400	53, 043	47, 695	42, 343	36, 995
被服	•履	物費	1,874	6, 542	7, 516	8, 489	9, 462
雑	費	Ι	71, 170	64, 286	119, 226	174, 197	229, 137
雑	費	II	15, 311	34, 998	43, 362	51, 714	60, 066
	計		160, 738	197, 230	265, 447	333, 671	401, 876

(注) 集計世帯数は、48世帯である。

その1-2 高 松 市

(平成30年5月)

							/4X60 0 /1 /
費 目	世帯	人員 〉 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料	費	円 24, 055	円 38, 476	円 47, 792	円 57, 100	円 66, 415
住居	関係	費	36, 355	39, 843	35, 826	31, 805	27, 789
被服	• 履 物	費	2, 236	7, 806	8, 967	10, 128	11, 289
雑	費	Ι	24, 447	22, 082	40, 954	59, 837	78, 709
雑	費	П	8, 672	19, 823	24, 561	29, 291	34, 022
_	計		95, 765	128, 030	158, 100	188, 161	218, 224

(注) 1 集計世帯数は、52世帯である。

その2 全 国

(平成30年4月)

						\ \	1700 T 71)
費 目		帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
			円	円	円	円	円
食	料	費	25, 490	40, 770	50, 640	60, 510	70, 380
住 扂	吊関イ	係 費	47, 720	52, 300	47, 030	41, 750	36, 480
被服	• 履	物費	2, 580	9, 010	10, 350	11, 690	13, 020
雑	費	I	32, 860	29, 680	55, 050	80, 430	105, 800
雑	費	П	8, 280	18, 930	23, 450	27, 970	32, 480
	計		116, 930	150, 690	186, 520	222, 350	258, 160

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

	Ni	24表 力側栓角:]口 [不	رد. حالت	귟라		20年	
	石工	П		年 月	平成 20年度	29年度	29年	E 12
	項	目 ①きまって支給す	`る給与	(千円)	28年度 290.0	29年度	4月 295.0	5月 289.0
	全	(調査産業計)	₩ NH 4		0. 3	0. 5	0. 3	0. 5
	玉	②所定内給与		(千円)	265. 0	266. 5	268. 9	264. 8
-	全	(調査産業計)		前年度比·前年同月比(%)	0.4	0.6	0.6	0. 7
賃	国	③総実労働時間数	:	(時間)	148. 3	147. 9	153. 1	144. 7
金	調査	(調査産業計)						
)	④所定外労働時間	数	(時間)	12. 7	12.6	13. 2	12. 3
労		(調査産業計)						
		⑤きまって支給す	る給与	(千円)	265. 2	267.0	267. 2	262. 2
働	香川	(調査産業計)		前年度比·前年同月比(%)	△ 0.9	0.7	△ 1.3	△ 1.4
時		⑥所定内給与		(千円)	242. 0	245. 4	243. 6	241. 3
間	地	(調査産業計)		前年度比·前年同月比(%)	△ 0.9	1.4	△ 0.8	△ 0.1
1. 3	方	⑦総実労働時間数	:	(時間)	149.8	149.8	154. 1	145. 6
	調査	(調査産業計)						
)	⑧所定外労働時間	数	(時間)	11. 9	11. 9	11. 7	10. 9
		(調査産業計)	T					
			全国	(千円)	282. 2	283. 0	295. 9	283. 1
生	9	消費支出		前年比・前年同月比(%)	△ 1.8	0.3	△ 0.9	0. 4
		(全世帯)	人口 5 万以上 の都市	(千円)	286. 6	_	300. 4	285. 8
計			т други	前年比・前年同月比(%)	△ 1.3	_	△ 0.9	△ 0.5
費			高松市	(千円)	285. 6	299. 3	309. 7	283. 0
				前年比・前年同月比(%)	△ 8.6	4.8	20. 3	△ 0.7
H-f-m	10	消費者物価指数	全国	前年度比·前年同月比(%)	△ 0.1	0.7	0.4	0.4
物			人口5万以上 15万未満の都市	前年度比·前年同月比(%)	0.0	0.8	0.5	0.5
価			高松市	前年度比·前年同月比(%)	0.0	0.6	0. 1	0. 5
	11)	常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比·前年同月比(%)	0.9	1.6	1.6	1.8
雇	12	完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	3. 0	2. 7	2.8	3. 0
用	13	有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.39	1. 54	1. 47	1.49
			香川県	(倍) (季節調整値)	1.65	1. 75	1.71	1.75
生産	14)	実質国内総生産	全国	前年度比·前期比(%)	1.2	1.6		0.5

- (注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。
 - 2 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準、⑭については平成23年基準である。
 - 3 ①~⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。
 - 4 ①~⑧、⑪は毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価 資料による。(①~④、⑪については、平成31年1月に実施した厚生労働省による再集計の
 - 5 ⑨の平成28年度、29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、29暦年の数値である。
 - 6 ⑨の人口5万人以上の都市は、集計事項見直しのため平成30年1月以降廃止。

							30年			
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
291.5	291. 3	289. 3	291. 1	291.6	291.8	291.9	290.0	290.0	293.8	296. 6
0.4	0.4	0.4	0.7	0. 2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
267.3	267. 0	265. 3	267. 1	266. 6	266. 0	266.0	265. 6	265. 3	268.4	270.7
0.7	0.6	0.4	0.8	0. 4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0. 7
154. 2	150. 5	144. 5	148. 4	149. 7	150. 9	148. 9	139. 0	143. 1	147. 6	150. 9
12. 3	12. 4	12. 0	12. 5	12.8	13. 1	13. 2	12. 0	12. 4	12. 9	13. 0
264. 5	265. 0	264. 6	265.8	268. 4	268. 2	265.6	272. 3	270. 2	270.3	278.0
△ 2.0	0.3	0.4	0.6	1. 4	0.6	△ 0.2	4. 2	2. 9	2.6	4. 0
243. 4	243. 7	244. 1	244. 6	246. 0	245. 0	243. 7	250.0	249. 3	249. 9	255. 5
△ 1.2	0.8	1.2	1. 1	2. 0	1. 2	0.7	4. 6	3.9	3. 7	4. 9
157. 3	151. 7	145. 3	151.8	152. 1	152. 7	148. 9	143. 2	146. 0	149. 2	154. 0
11. 1	11.6	10. 6	11.8	12. 1	12. 4	12. 0	13. 0	12. 2	13. 1	13. 5
268.8	279. 2	280. 3	268.8	282. 9	277. 4	322. 2	289. 7	265. 6	301. 2	294. 4
2.8	0.4	1. 4	0.6	0.3	2. 4	1.2	3. 7	1. 9	1. 1	△ 0.5
272.0	284. 2	281. 7	273.8	284. 5	280. 4	324.8	_	_	_	_
3. 7	△ 0.2	0. 9	1.2	△ 1.4	1.8	0.6	_		_	_
287. 6	311. 9	289. 7	317.3	287.8	274. 5	325.5	294. 6	254. 9	351.9	409.7
15. 4	11.7	0. 2	9. 7	△ 2.2	△ 1.8	△ 1.9	△ 9.2	△ 6.1	13. 9	32. 3
0.4	0.4	0. 7	0.7	0. 2	0.6	1.0	1. 4	1.5	1. 1	0.6
0.5	0.6	0.8	0.8	0.3	0.7	1. 1	1.4	1. 5	1. 1	0. 7
0.4	0.4	0.7	0.5	0.0	0.6	0.7	1. 0	1.3	1.2	1. 3
1.5	1. 7	1.4	1. 7	1.8	1.8	1.5	1. 4	1.6	1.5	1. 2
2.8	2.8	2.8	2.8	2. 8	2. 7	2. 7	2. 4	2. 5	2.5	2. 5
1. 50	1.51	1. 52	1. 53	1. 55	1. 56	1. 59	1. 59	1.58	1. 59	1.59
1. 75	1.72	1.73	1.72	1. 75	1.75	1. 75	1. 75	1.77	1.84	1.73
		0.5			0.3			(p) △0. 2		

指数(総務省)、⑩は労働力調査(総務省)、⑪は職業安定業務統計(厚生労働省)、⑭は内閣府結果を反映していない。)

6 勤務時間等関係資料

第25表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

		年	次 休	暇	超	過勤務時	間
		平成27年	平成28年	平成29年	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知	本 庁	日 7. 1	7. 0	日 7. 3	時間 22.1	時間 20.3	時間 18.7
事部局	出先機関	10.6	10. 3	10.6	7. 1	7. 7	9. 2
户	計	8.9	8.8	9.0	13. 9	13. 5	13. 6
教	教育職員	9.6	10.6	10. 5			
教育委員	事務局職員	6.7	7.2	7.4	12. 1	12.8	15. 6
会	計	9. 3	10. 3	10. 2	12. 1	12.8	15. 6
警	警察官	5. 2	6.0	6. 9	20. 7	21. 3	20.6
警察本部	事務職員	6. 4	7. 3	8. 3	14. 8	15.8	15. 0
部	計	5. 4	6. 5	7. 1	19. 9	20. 6	19. 9

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 - 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 - 3 教育職員には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価し、超過勤務手当及び休日給にかわるものとしての教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。

7 人事院勧告の要旨

人事院は、去る8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告するとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

(1) 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

|月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給 与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・ 同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻 な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与額を比較

- **○民間給与との較差** 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳] [俸給 583円 はね返り分(注) 72円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分
- 〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の 年間の支給月数を比較
 - **○民間の支給割合** 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.90 月 (支給済み)	0.95 月(現行0.90月)
31年度	期末手当	1.30 月	1.30 月
以降	勤勉手当	0.925月	0.925月

「実施時期」

・月例給:平成30年4月1日・ボーナス:法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・ 使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感のかん養

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の 作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとするとともに、課長級職員・幹部職員 への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理観を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底、人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間(他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等)と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上の年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 〇 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出 平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用す ること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を 行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(閣議決定)において、「公務員の定年の引上げ について、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ 検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成 30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (閣議決定) においても、「公務員の定年を段階的に65 歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を 超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げ ることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金 の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保の ため、現行の再任用制度(フルタイム・短時間)を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任(任用換)。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を 導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間(管理・事務・技術労働者(正社員))の60歳台前半層の 年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時 点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職 定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額は60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する 諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定(扶養手当等の手当額は60歳前と同額)。また、 役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額(ただし、その額は 任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限)
- 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討
- ※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・ 実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の 実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人 員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。 人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の 適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及 び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討